

取扱い2（農業集落排水事業）

第1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-2取扱い2の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-2取扱い2第1から第9までの規定及び様式第1号から第17号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中（様式第3号から第17号までの規定を除く。）、「別紙4-1運用2」とあるのは「別紙6運用2の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2」と読み替え、「別紙4-2取扱い2」とあるのは「別紙7取扱い2の第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-2取扱い2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 第2の1(1)  | おおむね20戸（北海道、離島及び奄美群島にあつては10戸）   | おおむね10戸   |
| 第2の1(11) | 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）、農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知）及び地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業により整備されたもの、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項により内閣総理大臣が認定した同条第1項に規定する地域再生計画に基づき整備されたもの、国の助成を受けずに整備された農業集落排水施設等を含むもの | 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）、農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）及び地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項により内閣総理大臣が認定 |

|  |                         |   |
|--|-------------------------|---|
|  |                         | した同条第1項に規定する地域再生計画に基づき整備されたもの又は国の助成を受けずに整備された農業集落排水施設等を含むもの |
| 第7   | 地方農政局長等                 | 内閣府沖縄総合事務局長   |
| 様式第3号、第4号、第4号の2、第5号、第6号、第7号、第7号の2、第9号、第10号、第11号、第12号、第15号、第16号及び第17号 | 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2 | 沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙6運用2の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2     |
|  | 都道府県                    | 沖縄県   |

## 第2 附則

- 1 交付要綱の施行に伴い、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について（平成14年3月27日付け13農振第3439号農林水産省農村振興局長通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領（平成21年3月31日付け20農振第2138号農林水産省農村振興局長通知）」、「農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）」又は「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）」を引用し、従前に実施した事業及び当該事業の実施により整備された施設を規定している農林水産省農村振興局長通知以外の農林水産省農村振興局長通知にあつては、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について（平成14年3月27日付け13農振第3439号農林水産省農村振興局長通知）」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領（平成21年3月31日付け20農振第2138号農林水産省農村振興局長通知）」、「農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）」を全て「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）」と、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施

要領」、「農山漁村地域整備交付金実施要領」及び「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）」を全て「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）」と読み替えるものとする。

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに改築に着手する場合であって、着手までに最適整備構想を策定することができないやむを得ない理由がある場合には、改築の実施と併せて令和 3 年 3 月 31 日までに最適整備構想を策定するものとする。
- 3 平成 30 年 3 月 31 日以前に改築に着手した事業の実施要件については、なお従前の例による